



# 金 沢 市 公 報

第 3 0 6 1 号

令和3年(2021年)12月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	1
● 監 査 公 表	
○監査公表(第19号) (監査事務局)	2
● 農 業 委 員 会 告 示	
○令和3年第12回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	5

● 公 営 企 業 告 示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	5
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ( " )	5

## 告 示

●金沢市告示第360号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月13日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

赤土町町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地	番
赤 土 町	ハ	全域	
	ニ	全域	
	ヘ	全域	
	ト	全域	
	チ	全域	
	リ	全域	
	ヌ	全域	

4 主たる事務所

金沢市赤土町へ149番地2

5 代表者の氏名及び住所

土田 正人

金沢市赤土町へ148番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による議会の議決
- 9 認可年月日  
令和3年12月13日

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、金沢市監査基準(令和2年監査公表第3号)に準拠し実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

令和3年12月13日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	野	本	正	人
金沢市監査委員	下	沢	広	伸

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
公益財団法人 金沢市水道サービス公社	金沢市問屋町2丁目3番地	企業局 企業総務課
公益社団法人 金沢職人大学校	金沢市大和町1番1号	文化スポーツ局 歴史都市推進課
公益財団法人 金沢文化振興財団	金沢市柿木島1番1号	文化スポーツ局 文化政策課
公益財団法人 金沢勤労者福祉サービスセンター	金沢市北安江3丁目2番20号	経済局 労働政策課
公益財団法人 金沢まちづくり財団	金沢市柿木島1番1号	都市整備局 市街地再生課

##### 2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、野本正人、下沢広伸

##### 3 監査の範囲

令和2年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた令和3年度及び令和元年度以前の事務を含む。）

##### 4 監査の期間

令和3年7月16日から同年11月29日まで

##### 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点の「財政援助団体等監査の着眼点」に基づき、公益上の必要性は十分か、公金が適正かつ効率的に運用されているかを主眼として、監査を実施した。

##### 6 監査の実施内容

出納その他の事務の執行を対象として、あらかじめ必要と認められる監査資料の提出を求め、監査対象団体の責任者及び監査対象団体（施設）を所管する関係職員から事業等についての説明聴取を行うとともに、関係帳簿及び関係書類の照合、通査及び実査を行った。

主な監査帳票

公益財団法人 金沢市水道サービス公社	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
公益社団法人 金沢職人大学校	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、事業報告書、指定に関する根拠法令等、指定の手續管理に関する協定書等
公益財団法人 金沢文化振興財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為何書、補助金等交付申請書及び実績報告書、事業報告書、指定に関する根拠法令等、指定の手續管理に関する協定書等
公益財団法人 金沢勤労者福祉 サービスセンター	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、支出負担行為何書、補助金等交付申請書及び実績報告書
公益財団法人 金沢まちづくり財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業計画書、予算書及び決算諸表、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類

7 団体の概要

(1) 公益財団法人 金沢市水道サービス公社

ア 設立及び目的

水道事業者と密接に相互協力を保ちながら、独自の事業活動を通して市民と水道事業者のパイプ役を果たし、住民との接点となる分野を中心に水道行政を支援補完することにより、水道事業の健全な経営と公共の福祉の増進に寄与することを目的に平成4年3月に設立され、平成25年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

出資状況

基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）

(2) 公益社団法人金沢職人大学校

ア 設立及び目的

金沢に残る伝統的で高度な職人の技の伝承及び保存並びに人材の育成を図るとともに、資料の収集、調査及び公開を図ることにより、文化財等の修復を通じ、匠の技への高い社会的評価と職人の地位向上、さらには伝統文化に対する一般の理解と関心を深めることを目的に平成8年8月に設立され、平成24年4月からは公益社団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産10,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 指定管理の状況（令和2年度）

指定管理委託料 55,150千円

施 設 名
※金沢職人大学校

※印は実査を行った施設である。

(3) 公益財団法人金沢文化振興財団

ア 設立及び目的

金沢市が有する伝統文化の継承と振興を図り、もって、本市における市民生活の充実と文化都市としての発展に寄与することを目的に昭和63年7月に設立され、平成23年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産20,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和2年度）

金沢文化振興財団運営事業補助金 78,226千円

(ウ) 指定管理の状況（令和2年度）

指定管理委託料 595,331千円

施 設 名
金沢市立中村記念美術館、金沢くらしの博物館、金沢市立安江金箔工芸館、金沢ふるさと偉人館、泉鏡花記念館、金沢湯涌夢二館、金沢蓄音器館、前田土佐守家資料館、室生犀星記念館、徳田秋聲記念館、金沢市老舗記念館、金沢文芸館、金沢湯涌江戸村、鈴木大拙館、谷口吉郎・吉生記念金沢建築館、旧高峰家・旧検事正官舎、松声庵

(4) 公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター

ア 設立及び目的

勤労者と事業主及びその家族並びに住民（以下「勤労者等」という。）に対し、総合的な福利厚生事業を行うことにより、勤労者等の豊かな暮らしの実現を通して、企業の振興並びに地域社会の活性化に寄与することを目的に平成11年8月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

基本財産30,000千円の全額（出資割合100%）

(イ) 補助金等の交付状況（令和2年度）

公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター運営費補助金 14,240千円

(5) 公益財団法人金沢まちづくり財団

ア 設立及び目的

金沢市におけるまちづくり事業の推進と振興を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる、ゆとりと潤いのある魅力的なまちづくりに貢献することを目的に平成12年4月に設立され、平成26年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

出資状況

基本財産50,000千円のうち40,000千円（出資割合80%）

第2 監査の結果

1 公益財団法人金沢市水道サービス公社

出資団体の事業の運営は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

2 公益社団法人金沢職人大学校

出資団体の事業の運営及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

3 公益財団法人金沢文化振興財団

出資団体の事業の運営、補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

4 公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンター

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

5 公益財団法人金沢まちづくり財団

出資団体の事業の運営は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

---

**農 業 委 員 会 告 示**

---

**●金沢市農業委員会告示第12号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和3年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和3年12月13日

金沢市農業委員会  
会長 井 口 栄 市

- 1 日時  
令和3年12月23日午後4時
- 2 場所  
金沢市第二本庁舎 2301会議室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
  - (3) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
  - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (5) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について

---

**公 営 企 業 告 示**

---

**●金沢市公営企業告示第34号**

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年12月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和3年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 61,940円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 80,200円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 63,650円
- 2 原料価格変動額 25,800円  
算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 63,650円（1トン当たり平均原料価格）＝ 25,800円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額－25,800円（原料価格変動額）/ 100円×0.082円  
この結果、令和4年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から21.16円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

**●金沢市公営企業告示第35号**

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年12月13日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和3年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 80,200円
- 2 原料価格変動額 6,100円  
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 80,200円(1トン当たり平均原料価格) = 6,100円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 6,100円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、令和4年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から12.45円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

令和3年(2021年)12月13日 印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)12月13日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄